

# 返子市立沼間小学校いじめ防止基本方針

児童指導支援部

【いじめの定義】～いじめ防止対策推進法より～

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人間として決して許されない行為であり、すべての児童に対して、保護者並びに教職員等の学校関係者はもちろん、子どもに関わるすべての大人が、いじめに対する正しい認識をもって、その防止、根絶に取り組まなければなりません。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な侵害を及ぼすおそれがあるものです。

いじめはどの児童にも、どのような時にも起こりうる問題として捉え、学校・家庭・地域が連携して対応していかねばなりません。全教職員で、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決、そして根絶のために取り組んでいきます。その取り組みにあたっては、決して一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって組織的に迅速・適切な対応をしていきます。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取り組み・・・一次支援

いじめ防止に向けて、「授業づくり」「集団づくり」「学校づくり」を意図的に進めます。

**\*学習及び生活の規律、学力の向上、自己有用感の育成を意図的に進めます。**

①すべての教育活動を通じて、命や人権を尊重し豊かな人間性を育てていきます。

- ・ いじめのない安全で安心な学校生活を送るために、みんなで協力し取り組みます。
- ・ 自分の「命」はもちろん、他人の「命」も大切にすることを育む教育活動の充実に取り組みます。
- ・ いじめは人間として決して許されない行為であり、また、人間として行ってはならない行為であることを、みんなで確かめつづけていきます。

②学級内での規範・規律が守られるような学級運営が基本です。

- ・ 学校生活では互いに信頼関係を築き、規律を重んじた態度で授業や行事に取り組めるようにします。また、児童が、主体的に参加・活躍できるような学級運営をします。
- ・ 悪口・からかい・暴力などの児童の問題行動について、具体的な対策に取り組みます。
- ・ やっていいこと、やってはいけないことについて理由を理解させながら、しっかりとていねいに指導します。社会のルールは発達段階に応じて、継続的に教えます。

- ③人との関わり方や良好なコミュニケーションを維持する大切さについては、日常的に必要な場面を学級指導において行うだけでなく、年間計画に位置付けて道徳や学級活動を通じても取り扱っていきます。
- ・学級担任と児童、児童同士の関係が深まる絆づくりを大切にすることから始めます。
  - ・コミュニケーション能力の向上や、円滑な人間関係づくりを念頭に置いた授業づくりを目指し、児童一人ひとりの教室における居場所づくりや仲間づくりを大切に進めます。
- ④分かる授業を展開し、互いに認め合い信頼し合う関係が保てることで、自己有用感が育まれるような、授業の工夫・改善を進めます。
- ・学年運営全体の中で、日常的に授業づくりについて互いに提案し合い、分かる授業づくりや互いに認め合い、信頼し合える集団づくりを進めます。
  - ・個に応じたきめ細かな対応で、学習活動を進めます。
- ⑤保護者や地域に対して、開かれた学校づくりに努めます。
- ・いじめ問題は学校や家庭だけではなく、すべての大人たちの責任として取り組む必要があることから、日頃より家庭や地域との共通理解を図るため、顔の見える開かれた学校づくりに努めます。
- ⑥いじめは決して容認できないという共通認識に立ち、全教職員がいじめについての校内研修や職員会議等を通して、いじめ防止の取り組みを共有化し、定着させ組織的に対応します。

## (2) いじめの早期発見のための取り組み・・・一次支援

- ①いじめを早期に発見するため、在籍する児童や保護者から定期的な調査や聞き取りを次のとおり実施します。
- ・全児童対象の「せいかつアンケート調査」で、児童の実態やその傾向を把握します。  
年2回実施（6月、12月）
  - ・保護者面談（地域訪問・個別面談）を通じた相談から、問題の早期発見に努めます。  
年3回実施（4月、7月、12月）
- ②児童及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり、その体制づくりを行います。
- ・スクールカウンセラーの活用（月1～3回）
  - ・いじめ相談窓口の周知  
（学級担任・学年担当・教育相談CO・養護教諭・校長・教頭他）
  - ・教育相談COが、本校組織の中核として機能し、計画的・効果的な運営を果たしていきます。
- ③相談・通報のあった事案は、ただちに「いじめ問題対策会議」を通して、情報共有に努めます。  
事案は教職員全体で共有し、協力して問題解決に取り組みます。
- ④いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取り組み・・・二次支援

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐに止めます。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無について確認をします。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と、その保護者への助言を継続的に行います。
- ・ いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、教職員の誰かに知らせる勇気を持つように指導します。
- ・ はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させます。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を、関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。(必要に応じて『学校警察連携制度』を利用していく)

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止します。そして、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等の必要な啓発活動を行います。LINEを始めとするSNSを使った、児童が被害者・加害者になるトラブルが近年問題となっています。インターネット上のいじめが発生した場合は、速やかに市教育委員会を通じて専門機関と連携し対応していきます。

3 「いじめ問題対策会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、学校内に「いじめ問題対策会議」を設置し、各学期に1回程度開催します。いじめと疑われる相談・通報があった場合には、その事案に該当する組織を即座に発足させて会議を緊急に行います。

(1) 「いじめ問題対策会議」の構成

校長、教頭、児童指導支援部担当、教育相談CO、養護教諭

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、必要に応じて校長が任命します。

※ 日常的には児童指導支援部担当、教育相談CO、養護教諭で活動します。

**緊急一次チーム** 校長、教頭、該当学級担任、該当学年担当、教育相談CO、

児童指導支援担当、養護教諭等

(2) 活動内容

- ・ いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・ いじめに関する相談・通報への、適切で迅速な対応
- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応検討・決定
- ・ いじめ事案の報告
- ・ いじめに関わる校内研修会の企画運営

#### 4 重大事態への対処・・・三次支援

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な影響・被害が生じた場合や、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告します。市教育委員会が調査の実施主体を判断した上で、素早く調査に着手するとともに、「学校警察連携制度」の要請を検討します。

**重大事態の判断**・・・以下の考え方により、原則として学校が判断する。

○いじめを受けていた児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめを受けていた児童が、そのために相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記の目安にかかわらず、学校の設置者又は校長の判断により、重大事態として対処します。）

※児童やその保護者から、いじめられて重大な事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態とみなして、適切かつ真摯に対応します。

##### (1) 学校が調査主体となる場合

「いじめ問題対策会議」が主体となり、調査を実施します。

##### **構成メンバー**

- ・校長、教頭、児童指導支援部担当者、該当学級担任、該当学年担当、教育相談CO、養護教諭、（スクールカウンセラー）等

※ 事案内容により構成メンバーについては市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成メンバーについては、専門的知識及び経験を有する者等の第三者を参加させることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めます。

##### (2) 情報提供及び調査結果の報告

- ・調査によって明らかになった事実関係については、いじめを受けた児童やその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切に情報提供並びに説明をします。
- ・市教育委員会を通じて、市長へ調査結果を報告します。
- ・調査結果の報告について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受けて、調査結果に添えます。